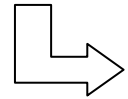


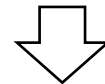
保税蔵置場等の許可要件の見直し

背景

- 不正薬物等の密輸事犯の多くに暴力団員又はその関係者が関与
- 暴力団員等が保税蔵置場において輸入貨物の管理を自ら行うことは、不正薬物等の密輸を容易とする可能性



保税蔵置場等の許可要件の見直しが必要



今回答申

暴力団員であること等を「保税蔵置場等の許可をしない要件」に追加

現行の許可要件

以下の要件に該当しないこと

- ・保税蔵置場等の許可を取り消されて3年を経過していないこと
- ・関税法に違反して刑に処せられて3年を経過していないこと
- ・関税法以外の法令に違反して禁錮以上の刑に処せられて2年を経過していないこと
- ・以上に該当する者を役員等として使用していること 等